

ガールスカウト日米交流友の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ガールスカウト神奈川県連盟の成人自主グループ「ガールスカウト日米交流友の会」(英記名: Girl Scouts Friends of US) (略称 GS-FOU) (以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、代表宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 主に関東地方における米軍基地のガールスカウトと日本のガールスカウトとの交流に関する情報を共有することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各項に該当する活動を実施する。

(1) 会員向けの活動

- 一 メーリングリストなどによる情報の発信
- 二 情報共有の場を提供

(2) 会員および非会員向けの活動

- 一 本会のホームページ及びフェイスブックなどによる情報の発信
- 二 イベントの主催
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員および会費

(会員)

第5条 第2章第3条に賛同するガールスカウトの会員とする。

(入会)

第6条 入会は、本会が指定する入会フォームに記入して申し込む。

(退会)

第7条 退会は、本会が指定する方法で申し出る。

(会費)

- 第 8 条 (1) 入会金及び年・月の定期会費はなしとし、第 4 条第 2 項のイベントに参加する場合は定められた参加費のみを支払うものとする。
- (2) 第 4 条第 2 項のイベントの参加費については、第 12 条に定めるスタッフがイベントごとに決め、予算・決算を作成する。
- (3) 第 4 条第 2 項のイベントの参加費の支払いは本会が指定する方法により納入するものとする。
- (4) 第 4 条第 2 項のイベントの参加費の余剰残金（端数金）は、運営管理費等として会に納入する。

(会計)

第 9 条

- (1) 本会の運営に係る経費は、寄付金・助成金およびその他の収入をもって充てる。
- (2) 会計年度末にて剰余金が発生した場合は、翌年度予算に繰り越される。
- (3) 本会の会計は、毎年 1 回全体の会計報告する。

(会計監査)

第 10 条

- (1) 本会の会計を監査する為、会計監査を置く。

第 4 章 役員及びスタッフ

(役員)

第 9 条 本会は役員として代表、会計、事務局及び広報を置く。

第 10 条 本会の創立者が初期の代表を務め、事務局及び広報を各 1 名選出する。

第 11 条 役員任期は 3 年間とし再任を妨げない。

(スタッフ)

第 12 条 第 4 条第 2 項のイベント時はその都度庶務、会計及びその他のスタッフを置くことができる。

第 13 条 スタッフの選出方法は代表に一任とする。

第 5 章 会議

(役員会)

第 14 条 役員会は必要に応じ代表が招集する。

(スタッフミーティング)

第 15 条 スタッフミーティングは第 4 条第 2 項のイベント主催時に必要に応じて代表が招集する。

第 6 章 会則の変更

第 16 条 この会則を変更する場合は、広く会員の意見を求めて役員会で討議の上決定する。

第 7 章 雑則

第 17 条 この会則に定めるもののほか本会の事業運営上必要な細則は、役員会で討議の上代表が別に定める。

付則

- (1) この会則は 2012 年（平成 24 年）9 月 1 日から施行する。
- (2) 本会の設立年月日は 2004 年（平成 16 年）9 月 12 日である。
- (3) 本会則は 2013 年（平成 25 年）4 月 24 日から改正する。
- (4) 本会則は 2017 年（平成 29 年）4 月 14 日から改正する。
- (5) 本会則は 2017 年（平成 29 年）5 月 1 日から施行する。